

議会活性化推進会議（第2次・延長後）

協議事項に関する資料集（第1版）

平成21年10月
議会事務局

目 次

- 協議事項 1 「議会基本条例（仮称）の検討」 ······ P 1~15
- 協議事項 2 「発言時間の残時間表示計の設置等」 ······ P 16~19
- 協議事項 3 「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）」 · P 20~21
- 協議事項 4 「議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員、乳幼児連れの傍聴者への対応等）」 ······ P 22~23

1 協議事項1 「議会基本条例（仮称）の検討」

（1）議会基本条例とは

「議会基本条例」とは、自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の負託に応えて優れたまちをつくるために、議会運営の理念、理念を具体化する制度、その制度を作動させる原則などを定めたもので、当該自治体レベルの議会運営に関する最高法規として位置づけた条例。

（以上、「議会基本条例」という言葉を初めて使った神原勝北海道大学名誉教授による解説）

※条例の概要（三重県条例の例）

- ・議会の基本理念・基本方針を示し、議会運営・議員活動の原則を明記
- ・二元代表制を明記し、議会と知事、県民との関係を規定
- ・会派活動を規定
- ・議会の機能強化のため附属機関、調査機関、検討会等の設置を規定
- ・会議の公開など情報公開の推進を明記
- ・議員の政治倫理を規定 など

（2）これまでの議会活性化推進会議における意見や提案

- （本市議会が、すでに、他の地方議会に先行して行政監視や政策提案の条例の制定に積極的に取り組んでおり、また、議会活性化推進会議の活動を中心とした議会の活性化の取組も進んでいることから）概ね、「議会基本条例についてもその検討を進めてよいのではないか」との認識で一致。
- （この議会活性化推進会議（第2次）の設置期間の関係から）
 - ・仮に、代表者会議において、この議会活性化推進会議の設置期間の延長が認められた場合には、延長後の会議の主要な協議事項としていきたい。
 - ・同条例には議会制度の根幹に関わる重要な論点が数多く含まれることから、相応の時間をかけて各論点を丁寧に検討していく必要がある。

（3）議会基本条例の全国的な制定状況等

→資料1 のとおり

議会基本条例の全国的な制定状況等

第1 全国的な制定の動き

1 制定自治体数 73 (平成21年10月19日現在)

(1) 都道府県議会 9

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ①三重県議会 | (平成18年12月20日可決、同年12月26日施行) |
| ②福島県議会 | (平成20年7月9日可決、同年7月11日施行) |
| ③岩手県議会 | (平成20年12月10日可決、平成21年4月1日施行) |
| ④神奈川県議会 | (平成20年12月18日可決、同年12月26日施行) |
| ⑤大阪府議会 | (平成21年3月24日可決、同年4月1日施行) |
| ⑥大分県議会 | (平成21年3月26日可決、同年4月1日施行) |
| ⑦宮城県議会 | (平成21年6月16日可決、同年6月26日施行) |
| ⑧北海道議会 | (平成21年7月3日可決、同年7月10日施行) |
| ⑨長野県議会 | (平成21年10月2日可決、同年10月15日施行) |

(2) 政令指定都市議会 1

【制定済み】

都 市 名	取 組 内 容
川 崎 市	平成21年6月17日可決、同年7月1日施行 経緯：20年6月に議会のあり方検討プロジェクトを設置し、制定に向けて20回にわたり協議。本年4月～5月にかけてパブリックコメントを実施。本年6月議会で可決成立。

【検討中】

都 市 名	取 組 内 容
さいたま市	検討組織：議会改革推進検討特別委員会(20年2月設置) 検討状況：正副議長案をたたき台に20年6月から協議。本年3月に「委員会としての決定案」を作成。本年10月にパブリックコメントを実施。本年12月議会への条例案の提出を検討している。 ※20年6月に「さいたま市議会基本条例制定に関する決議」を可決。

※他に千葉市と新潟市に検討に向けた具体的な動きがある。

(3) 福岡県内の自治体 2

- | |
|------------------------------------|
| ・久留米市議会 (平成20年12月17日可決、同年12月26日施行) |
| ・春日市議会 (平成21年3月25日可決、同年4月1日施行) |

(4) 年度ごとの制定自治体数（都道府県及び市町村）

年度	自治体数	主な制定自治体
18	5	栗山町(北海道)(全国初), 三重県, 伊賀市(三重県)など
19	12	出雲市(島根県), 北名古屋市(愛知県)など
20	37	福島県, 岩手県, 神奈川県, 大阪府, 大分県, 薩摩川内市(九州初), 久留米市(県内初), 大分市など
21	19	川崎市(政令市初), 北海道, 宮城県, 長野県など
合計 73		

第2 議会基本条例の規定内容の比較と福岡市の状況

→別紙1 [P 6~7] ※第2次議会活性化推進会議(第18回・H20.9.29)において配付した資料

第3 議会基本条例制定にあたって本市議会が検討を要すると考えられる規定の例
他の項目は実施済み、又は別に個別条例制定 →別紙1 (P6~7) を参照

(1) 開かれた議会の規定（会議等の原則公開等）…三重県・神奈川県

○三重県議会基本条例（抜粋）

第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(2) 市民参加の規定（市民報告会等）…神奈川県・大分市など

○神奈川県議会基本条例（抜粋）

第12条

2 県議会は、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、議会活動の積極的な広報に努めるものとする。

(3) 議員間討議・議会の政策提案 …三重県・岩手県・神奈川県・大分県など

○三重県議会基本条例（抜粋）

第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会…等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(4) 反問権 …岩手県・神奈川県・大分市など

○神奈川県議会基本条例（抜粋）

第16条 知事等は、会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

○岩手県議会基本条例（抜粋）

第13条

4 議長の求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事…は、議員の質問及び質疑に対する説明をより的確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。

(5) 賛否の公開 …岩手県など

○岩手県議会基本条例（抜粋）

第7条 議会は、次に掲げる取組を積極的に推進すること等により、広聴広報活動の充実を図るものとする。

(3) 議案等に対する議員の賛否の速やかな公表

第4 制定過程における市民参加の例

(1) 大分市議会（平成20年12月15日可決、平成21年4月1日施行）

平成20年7月7日から17日までの間、大分市議会基本条例に関する市民意見交換会を13箇所で開催し、全議員（延べ95人）と市民429人が参加した。

(2) 長崎県 大村市議会（平成20年12月19日可決、平成21年4月1日施行）

平成20年11月4日と5日に、市内8地区で「市民と議会のつどい」を開催し、議会基本条例の素案の概要等について市民と意見交換を実施した。（市民138人が参加した。）

など

第5 議会基本条例制定後の動き（三重県議会の例）

→別紙2 [P 8～11]

第6 議会活性化推進会議（三重県議会調査）調査結果（平成20年7月4日実施）

→別紙3 [P 12～15] ※第2次議会活性化推進会議（第18回・H20.9.29）において配付した資料

白 布

代表的な議会基本条例の規定内容の比較と福岡市の状況

大項目	中項目	小項目 (番号は便宜上の整理番号)	三重県	福島県	栗山町	伊賀市	<参考>福岡市の状況
議会の地位・役割・機能	地位	1 議事機関・合議機関	○	○	×	×	(抽象的な項目であるため記載が難しいが、本市議会をはじめ地方議会にとっては、いずれの項目も当然の活動原則であると思われる。)
		2 住民の代表機関	○	○	○	×	
		3 行政の監視	○	○	×	×	
		4 政策立案	○	○	×	○	
		5 論点開示	×	×	○	×	
	議会の活動原則	開かれた議会としての活動	—	—	○	○	○
		住民参加の推進	—	—	○	×	○
		討論の広場としての活動	—	—	×	×	○
	議員の活動原則	自由な討議の尊重	—	—	○	×	○
		住民意見の的確な把握	—	—	○	○	○
		選良・代表にふさわしい活動	—	—	×	○	○
		住民全体会の福祉の向上を目指す活動	—	—	×	○	○
議会と住民の関係	情報公開・情報提供・説明責任	6 本会議・委員会の公開	○	×	○	○	本会議の傍聴は自由。常任委員会傍聴は事前許可制であるが申請があれば原則として許可している。
		7 議会の情報公開	○	×	○	○	議会も、福岡市情報公開条例の実施機関に入っており、議長(議会事務局)が保有する文書は条例の規定により開示している。また、任意の情報公開の例として、海外視察報告書を議会図書室に配架するとともに議会ホームページに掲載するなどの取組がある。
		8 議会活動の報告会開催	×	×	○ (議会報告会)	○ (議会報告会)	
		9 議会審議の情報提供	○	×	○	○	本会議傍聴者には議事日程、質問項目一覧を配付するとともに議案等を閲覧に供している。常任委員会傍聴者には委員等同一の資料を閲覧に供している。
		10 重要議案に対する各議員の態度の公表	×	×	○	○	
	住民参加	11 住民が参加できる会議の開催	×	×	○ (一般会議・前記議会報告会)	○ (議会報告会)	
		12 参考人・公聴会制度の活用	○	○	○	○	参考人制度は平成10年以降で5回活用している。
		13 請願・陳情の位置づけ(政策的提案)	×	×	○	×	
		14 請願・陳情の場合の意見の聽取	×	×	○	×	請願者の口頭陳情は、委員長が許可して、認めることが多い(開会前等)。
		15 住民・NPO等との意見交換	○	×	○	○	
		16 議会モニター(市民モニター)の設置	×	×	○	×	
議会と執行機関の関係	質疑応答の方式	17 一問一答	○	×	○	○	
		18 首長その他の議員の反問権	×	×	○	○	
		19 会期中・閉会中の首長等に対する文書による質問	×	×	×	○	
	首長の政策提案等の場合の説明事項の規定	—	—	×	×	○	○
		首長による予算・決算の政策説明資料の作成	—	—	×	×	○
	議員の首長等に対する口頭要求の文書化の要請	—	—	×	×	×	○
	政策執行に対する議会の評価	—	—	○	○	○	×

大項目	中項目	小項目 (番号は便宜上の整理番号)	三重県	福島県	栗山町	伊賀市	<参考>福岡市の状況
議会の権限	議決事件の拡大	— —	×	×	○	×	一例として、議員提出により「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」を制定している。
議会の組織・会議の運営	委員会の適切な運営	— (総論的な規定)	△	△	○	△	
		20 委員長報告の自己作成	×	×	×	○	
		21 出前講座	×	×	×	○	
	法定外の会議の設置	— —	○ (候補会等)	△ (候補組織)	○ (前記候補会一般会場)	○ (前記候補会報告会政策討論会)	
	議員定数	22 別に条例で定める	×	×	○	○	「福岡市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」を制定
	会議の開催	23 定刻の開催	×	×	○	×	定刻の2分前に開会放送・振鈴を行っている
		24 休憩の場合の理由説明・再開時刻の告知	×	×	○	×	再開時間をお知らせしている
		25 傍聴者への資料等の提供	×	×	○	○	本会議傍聴者には議事日程、質問項目一覧を配付するとともに議案等を閲覧に供している。常任委員会傍聴者には委員等同一の資料を閲覧に供している。(再掲)
	議員相互間の自由討議の充実	26 議会が討論の広場であることの認識	×	×	○	○	
		27 議論を尽くした合意形成	○	×	○	○	
		28 町長等の本会議等への必要最小限度の出席	×	×	○	○	
		29 積極的な議員提案の努力義務	○	○	○	○	福岡市議会の「議員提出による政策条例の制定数」は政令市最多
議会に附属する機関の設置	30 附属機関	○	×	×	×	×	
	31 調査機関	○	×	×	×	×	
	32 議会改革推進会議	○	×	○	×	○	議会活性化推進会議を設置している
	議会図書室の設置・公開	— —	△	×	○	○	議会図書室を設置しており、市民にも公開している(許可制)
	議会広報の充実	— —	○	○	○	○	議会だよりの発行、ホームページの充実、インターネット放映、モニター放映など、順次実施している
議員の政治倫理・報酬・政務調査費・研修	会派の活動	— —	○	○	×	○	
	議会事務局	33 調査・法務機能の充実	△	×	○	○	調査課を調査法制課に改め、法制係を新設するとともに、衆議院法制局への議員派遣などを実施している。
	議員の政治倫理の確立	— (総論的な規定)	○	○	○	○	「福岡市議会議員の政治倫理に関する条例」に理念を明記
		34 別に条例で定める	○	×	×	○	「福岡市議会議員の政治倫理に関する条例」を制定している。
	議員報酬	35 別に条例で定める	×	×	○	○	「福岡市特別職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を制定している。
	政務調査費	36 別に条例で定める	○	×	○	○	「福岡市政務調査費の交付に関する条例」を制定している。
		37 収支報告書の提出	×	×	○	×	条例で、収支報告書のほか、全ての領収書等の証拠書類の提出を義務付けている。
	議会による研修	— —	×	×	○	○	本市議会が開催市として、福岡県市議会議長会議員研修会「地方分権と地方議会の展望」を実施。
	議員による研修	— —	○	△	×	×	
他の自治体議会との交流・連携	交流・連携の推進	— —	○	×	○	×	

(備考)

・表中「○」は当該項目に関する規定があることを、「×」はないことを示す。「△」はいずれにも分類できない中間的なもの)

・表では、議会基本条例の代表例である三重県、福島県、栗山町、伊賀市の各条例を取り上げ、その規定内容の傾向を比較するために単純化しているが、実際の規定ぶりは多様であり、また、規定がなくとも取り組んでいる事項がある点等に留意いただきたい。

・「福岡市の状況」は代表的なものを記載している。このほかにも、抽象的な項目であるため記載が難しいが、当然に取り組んでいる項目などもあると思われる。

別紙2及び3は（8ページ～15ページ）は
著作権法等に基づき掲載していません

白 紙

2 協議事項2 「発言時間の残時間表示計の設置等」

(1) これまでの議会活性化推進会議における意見や提案

- ・ 残時間が明確に示されれば発言時間を最大限活用した発言が可能になり、また、傍聴者への配慮にもなるのではないか。
- ・ 費用対効果から必要性は低いのではないか。
- ・ 費用の面で残時間表示計が難しいのであれば、普通の時計を設置することを検討してはどうか。

(参考資料) 本市議会への導入について（経費の見積り等）

※第2次議会活性化推進会議（第2回・H19.8.3）において配付

(2) 議場システムの更新について（平成21年9月10日 代表者会議資料）

→資料2のとおり

<参考資料>

本市議会への導入について

1 本会議場への導入について

(1) 試案の概要

残時間表示パネルを議長席側壁面及び演壇に設置。(現在の議場システムと連動)

(2) 予算

導入費用：(1) 壁面Aのみで 250万円程度

(2) 壁面Aと演壇Bで 300万円程度

・ 3桁、5桁の表示形式による導入コストの差はあまりない。

(3) 備考

従来のパソコンで、一体的な管理が可能。各派ごとの持ち時間登録機能あり。

【参考】議場システムと独立した表示パネルを設置する場合

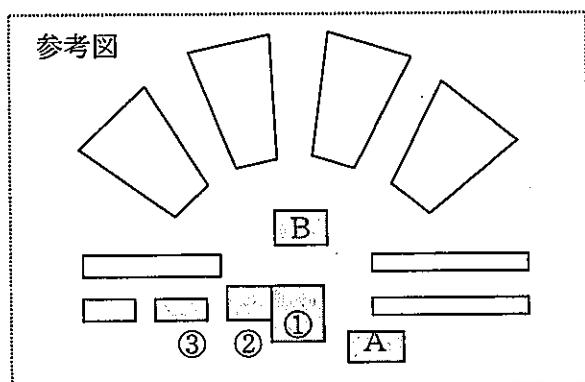
1 概要

残時間表示パネルを議長席側壁面及び演壇に設置(パソコンと連動しないため、現在の管理機能維持のため議長席①、局長席②、次課長席③にも机上表示パネルを設置)。

2 予算

導入費用：(1) 壁面Aのみで 200万円～300万円程度

(2) 壁面A、演壇Bで 250万円～300万円程度



2 第3特別委員会室への導入について

(1) 試案の概要

残時間表示パネルを廊下側壁面及び委員長席に設置。

(2) 予算

導入費用：100万円～250万円程度

(3) 備考

特記事項なし。

自
私

<代表者会議資料>

平成 21 年 9 月 10 日

議場システムの更新について

1 更新理由

議場の音響及び映像設備については、今期に入り不具合が続けて発生、その都度、原因調査及び点検を行い、部品及び機器を交換してきているが、既存設備機器の耐用年数等から今後も本会議の運営に重大な支障をきたすことが考えられる。

このことから、本会議の円滑な運営を確保するため、議場音響、映像設備等の議場システムの更新を行うもの。

なお、議場システムの支障を解消するための調査・研究予算（財政局所管）の計上については、本年 2 月の代表者会議において説明しているもの。

2 更新概要

(1) 主な音響設備の更新（機器の安定性の向上及び機能の充実等）

- ・ 音響設備二系統（回線、機器等の二重化）の充実
- ・ 故障時の対応としてワイヤレス放送設備の充実（ワイヤレス放送専用スピーカーの設置）
- ・ 理事者席へのグースネックマイク設置（現在の埋込型マイクを変更）
- ・ 議席へのイヤホン端子設置
- ・ 傍聴席難聴者向け赤外線イヤホン使用範囲の拡大（赤外線センサーの追加）
- ・ デジタル録音化（現在のアナログ（テープ）録音も併用）

(2) 主な映像設備の更新（機器の安定性の向上及び機能の充実等）

- ・ オートフォーカス機能の強化
- ・ カメラの増設及び移設
- ・ マイク、カメラ及びテロップ操作の連動

3 今後のスケジュール

平成 21 年度	10 月～1 月	実施設計委託
平成 22 年度	3 月	工事契約手続き
	5 月～	議場システム諸機器の製作
	10 月～12 月初旬	更新工事（機器の設置等）
	12 月議会	供用開始予定

3 協議事項3 「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）」

（1）趣旨

市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立し、市民の議会運営に対する理解と信頼を深めることに資することを目的として、議会の運営等に関する情報で公開可能な情報をホームページや議会だより等を通じて、より広く市民に公開することを検討するもの。

（2）具体的な検討事項の参考例

→資料3のとおり

協議事項3「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）」

具体的な検討事項の参考例

1 議会放映の拡大

現在、本庁舎と区役所で実施している本会議のモニター放映を、その他の本市の公共施設で実施すること等を検討するもの。

2 市議会ホームページの掲載事項の拡大

(1) 議案書のホームページ公開

議案書を本市又は本市議会のホームページに公開することを検討するもの。

※議員提出議案については、既に本市議会ホームページ（市議会情報BOX等）に掲載している。

（他の政令市の状況）

- ・公開している政令市は7市（仙台・新潟・さいたま・千葉・川崎・横浜・京都）ある。

(2) 議案に対する賛否の公開

議案に対する会派毎の賛否を本市議会のホームページや議会だよりに公開することを検討するもの。

（他の政令市の状況）

- ・ホームページに公開している政令市は7市（札幌・仙台・新潟・千葉・川崎・横浜・京都）ある。
- ・議会だよりに公開している政令市は5市（仙台・川崎・横浜・京都・神戸）ある。

(3) 政務調査費の収支状況の公開

政務調査費の収支状況（収支報告書の記載内容）を、本市議会のホームページに公開することを検討するもの。

（他の政令市の状況）

- ・公開している政令市は5市（札幌・新潟・さいたま・静岡・大阪）ある。

4 協議事項4 「議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員、乳幼児連れの傍聴者への対応等）」

（1）趣旨

市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立するため、障がいのある傍聴者・議員、乳幼児連れの傍聴者への対応等を広く検討するもの。

（2）具体的な検討事項の参考例

→資料4のとおり

協議事項4 「議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員、乳幼児連れの傍聴者への対応等）」

具体的な検討事項の参考例

1 市民向け

(1) 傍聴関係

① 障がい者補助犬の傍聴入場規制の改善（規則改正）

現在は運用で入場を認めているものの傍聴規則では、動物の入場を禁止する規定となっている。

② 親子室の設置

現在は乳幼児を対象に特別傍聴席を開放しており、毎定例会数件の利用があるが、入口には階段があり、中にはベビーベッドの設置はなく、授乳もできない。

このことから、段差もなくベビーカーが入室でき、ベビーベッドを備え、カーテン仕切り等で授乳も可能な親子傍聴室の設置を検討。

③ 傍聴受付までの点字ブロックの敷設

現在は一階エレベータ入口までの点字ブロックとなっている。

このことから、傍聴受付までの視覚障がい者誘導ブロック敷設を検討。

(2) 議会棟

① 授乳室の設置

来庁者及び委員会傍聴者のために7階議員応接室に授乳室の設置について検討。（現在、行政棟2階に授乳室）

② 点字案内板の設置

各フロアに点字案内板を設置する

③ 手すりの設置

議会棟の要所に手すりを設置し、誘導がしやすいようにする。

2 議員向け

議場内は段差が多く、車いすの利用は全くできない状況にあり、すぐには仮設のスロープの設置も難しい状況にある。

このことから、将来車いす利用議員の利便性を考慮し、議席、演壇、移動等を含め議場のあり方等を検討する。

協議事項 1

「議会基本条例（仮称）の検討」に関する参考資料集

議 会 事 務 局

目 次

1 三重県議会基本条例（平成18年12月20日制定）	
(1) 条例の全文	P 1～5
(2) 制定の経緯等	P 6～15
※いずれも第2次議会活性化推進会議（第2回・H19.8.3）において配付した資料	
2 川崎市議会基本条例（平成21年6月17日制定）	
条例の全文	P 16～20
3 栗山町議会基本条例（平成18年5月18日制定）	
条例の全文	P 21～26

三重県議会基本条例

目次

前文

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 議員の責務及び活動原則（第四条・第五条）
- 第三章 議会運営の原則等（第六条・第七条）
- 第四章 知事等との関係（第八条—第十条）
- 第五章 議会の機能の強化（第十一条—第十七条）
- 第六章 県民との関係（第十八条—第二十一条）
- 第七章 議会改革の推進（第二十二条・第二十三条）
- 第八章 政治倫理（第二十四条）
- 第九章 議会事務局等（第二十五条・第二十六条）
- 第十章 補則（第二十七条・第二十八条）

附則

平成十二年四月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成十五年十月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、

真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、眞の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第三条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第二章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第四条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

(会派)

第五条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第三章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第六条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

第七条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明

する責務を有する。

第四章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第八条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第九条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第十条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第五章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第十二条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第十三条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第十四条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第一項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

第十五条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

第十六条 議員は、議会の権能を發揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極

的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

第十六条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第十七条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

第六章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

第十八条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第十九条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

第二十条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第二十一条 議会は、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

第七章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第二十二条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第二十三条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第八章 政治倫理

(政治倫理)

第二十四条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

第九章 議会事務局等

(議会事務局)

第二十五条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

(議会図書室)

•**第二十六条** 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第十章 補則

(他の条例との関係)

第二十七条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第二十八条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県議会における議会改革、議会基本条例制定までの経過

1. 「議会に係る諸問題検討委員会」(平成7年10月～平成8年2月)

- 契機…県の官官接待や予算の不適正執行問題への対処
- 構成…議長、副議長及び各派代表者（自民党、県政会、県民連合）の計5名
- 開催回数…5回

〈成果〉

- 会期中の休会日は、議案等に係る調査、会議等により登庁した場合のみ旅費を支給すること
- 優待バスの全廃
- 海外視察の復命書の作成 等

2. 「議会改革検討委員会」(第1次) (平成8年9月～平成9年2月)

- 構成…議長、副議長及び各派代表者（自民党、県政会、県民連合、共産党）の計6名
- 開催回数…12回

〈成果〉

- 県内調査の際の執行部との懇談会の廃止
- 常任・特別委員会の県内調査への執行部の随行廃止
- 三重県情報公開条例の実施機関に議会が加わること
- 本会議における一般質問のテレビ中継の実施
- 委員会の会議録の作成 等

3. 「議会改革検討委員会」(第2次) (平成9年6月～平成10年5月)

- 構成…副議長及び各派代表者（自民党、県政会、県民連合、共産党）の
計5名
- 開催回数…10回

〈成果〉

- 選挙区定数調査特別委員会の設置（→同特別委員会での協議の結果、議員定数を4名減員して51名とする議員提出条例を可決）
- 委員会室に入りきれない傍聴者のためのテレビモニターの設置
- 予算決算特別委員会の設置
- 議長交際費・海外視察・県外調査の定期的情報提供（全議員への報告会の実施等）
- 委員会・全員協議会・議案聴取会の禁煙
- 政務調査室作成資料の図書室での公開 等

※議会改革検討委員会（第2次）の廃止に当たり、以後の改革は、議会運営委員会又は代表者会議で必要に応じて検討する旨確認

4. 以後の代表者会議における協議の成果

- 議長、委員長等の充て職の原則廃止
- 議員連盟の見直し
- 県政調査研究費交付金の一層の適正化
- 議員の海外視察の見直し（議員の海外視察調査時の支度料の廃止、調査計画書の義務付け 等）
- 応招旅費を廃止して普通旅費に一元化（全国初 平成16年4月1日施行）

5. 「二元代表制における議会の在り方検討会」(平成14年4月～平成17年3月)

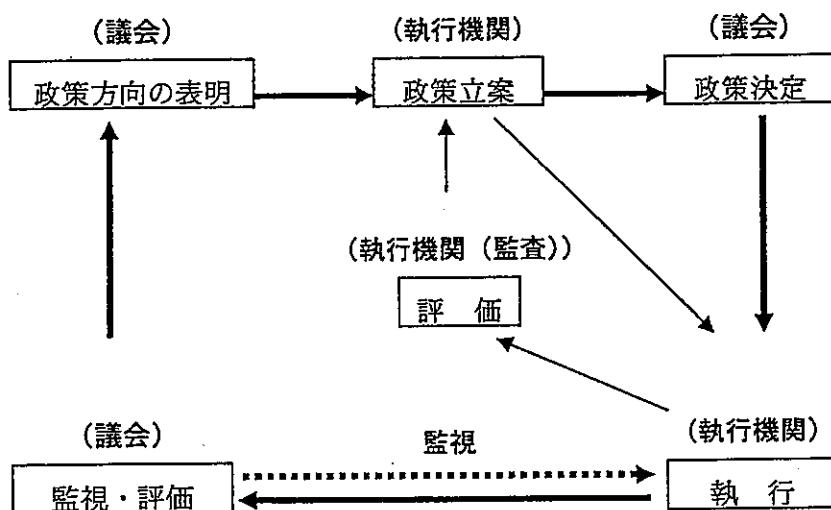
(注) 旧名称「政策推進システム対応検討会」。平成15年12月に改称。

- 契機…執行部が導入した「政策推進システム」に対応
- 構成…全会派より計7名

〈成果〉

- 中間報告「ニュー・パブリック・マネジメント時代における議会のあり方についての調査」(平成15年)
→ 執行機関限りの「Plan-Do-See サイクル」とは別次元のサイクルとして「議会による政策方向の表明（Plan）→政策決定（Decide）→執行機関の監視・評価（Do-See）→次の政策方向の表明（Plan）」を提示（図参照）
- 最終検討結果報告書「二元代表制における議会の在り方について」を発表（平成17年3月30日。同報告書における提言内容は次のとおり。）
 - 議会基本条例の制定
 - 議長の議会招集権
 - 議決事件の追加
 - 議事運営等の改善等（本会議、委員会、審議、調査等の在り方）
 - サポート体制の充実
 - 専決処分の見直し
 - 議員の調査権限等
 - 広報広聴機能の充実

図) 中長期的な視点に立った新しいシステムの構築（政策サイクル）



(※「二元代表制における議会の在り方について」(最終検討結果報告書)より)

6. 「三重県議会の『基本理念』と『基本方向』策定（平成 14 年 3 月 20 日決議→平成 15 年 10 月 10 日に基本方向を 1 項目追加して再決議）

〈内容〉

- 基本理念「分権時代を先導する議会をめざして」
- 5 つの基本方向
 - ①開かれた議会運営の実現
 - ②住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進
 - ③独自の政策提言と政策立案の強化
 - ④分権時代を切り開く交流・連携の推進（平成 15 年に追加）
 - ⑤事務局による議会サポート体制の充実
- 上記の基本理念と基本方向を達成するための「三重県議会基本理念・基本方向達成システム」の構築（平成 15 年度事業より導入）

7. 「三重県議会議会改革推進会議」（平成 15 年 10 月～現在）

- 構成…全議員
- 位置付け…三重県議会基本条例の制定により、同条例第 22 条の定める「議会改革推進会議」と位置付けらる。
- 備考…「三重県議会議会改革推進会議規約」に基づき運営

8. 「議会基本条例研究会」（平成 17 年 5 月～平成 18 年 5 月）

- 構成…全会派から議員 5 名
- 活動内容
 - ・学識経験者等からの意見聴取
 - ・講演会の開催

9. 「議会基本条例検討会」（平成 18 年 5 月～平成 18 年 5 月）

- 構成…全会派から議員 12 名
- 開催回数…検討会 11 回、幹事会 8 回
- 活動内容
 - ・パブリックコメント実施（平成 18 年 9 月から 1 ヶ月）
 - ・知事との意見交換会（平成 18 年 10 月）
 - ・県内市町村議員との交流を図る「三重県地方議員フォーラム 2006」を開催

10. 三重県議会基本条例の制定（平成 18 年 12 月 20 日。全会一致。）

【出典等】この資料は、三重県議会ホームページ、『地方自治職員研修 2007 年 3 月号』（公職研）、『ガバナンス 2006 年 12 月号』（ぎょうせい）等をもとに作成した。

自 紙

(2) 制定の経緯等（11ページ～15ページ）は
著作権法に基づき掲載していません

川崎市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員（第3条～第5条）
- 第3章 議会と市長等との関係（第6条～第8条）
- 第4章 議会運営（第9条～第11条）
- 第5章 市民と議会（第12条～第14条）
- 第6章 議会の体制整備（第15条～第18条）
- 第7章 他の条例との関係等（第19条・第20条）

附則

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してより的確に対応することが必要となってきており、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。

こうした中、議員は、市民の負託にこたえるとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考え方や活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。

市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（条例の尊重等）

第2条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営しなければならない。

第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 議会の役割を不斷に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議会の会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）において議案等の審議、審査等を行うこと。
- (2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。
- (2) 市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、的確な判断を行うこと。

(3) 自らの資質の向上を図るために、不断の研さんと努力すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

第3章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(議会への説明等)

第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

(議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更

(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更

(3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

第4章 議会運営

(会議等の運営)

第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑か

つ効率的な運営を推進するものとする。

(委員会の活動)

第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に發揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

(会議における質疑応答等)

第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。

4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。

一 第5章 市民と議会

(市民との関係)

第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

(広報の充実)

第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不斷に検証するものとする。

(会議等の公開)

第14条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

第6章 議会の体制整備

(議会の機能の強化)

第15条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による

専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(調査機関の設置)

第16条 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、議会機能の充実を図るために、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

第7章 他の条例との関係等

(他の条例との関係)

第19条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定める。

2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。

(条例の見直し)

第20条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

栗山町議会基本条例

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不斷に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める栗山町議会会議規則（昭和63年規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。

3 議長は、別に定める栗山町議会傍聴規則（平成20年規則第1号）に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

4 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

（町民参加及び町民との連携）

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になれるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。

8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、

町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画
- (2) 栗山町都市計画マスターplan
- (3) 栗山町住宅マスターplan
- (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 次世代育成支援行動計画

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等

に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等について審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務調査費

(政務調査費の交付、公開、報告)

第10条 政務調査費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める栗山町議会政務調査費の交付に関する条例（平成14年条例第41号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。

2 政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑惑が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に報告しなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第12条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

(議会モニターの設置)

第13条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)

第14条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

2 議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約をこえて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自

由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

(調査機関の設置)

第 15 条 議会は、町政の課題に関する調査のための必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第 1 項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会サポーターの協力)

第 16 条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な協力者（以下「議会サポーター」という。）を募り、その協力を得ることができる。

2 議会サポーターの氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。

3 前 2 項のほか、議会サポーターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会図書室の設置、公開)

第 17 条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 18 条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第 19 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

(議会広報の充実)

第 20 条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第 9 章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第 21 条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法律第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第 22 条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員報酬の条例改正案は、法律第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第 23 条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第 10 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 24 条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第 25 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第 26 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成 18 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 平成 20 年条例（第 19 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 平成 20 年条例（第 33 号）

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 平成 21 年条例（第 8 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。